

# 山形県避難者向け借上げ住宅入居申し込み手順（3次）

## 1 不動産業者リストから取り扱い業者を選択

- (1) 「不動産業者リスト」から、問い合わせ先を決めてください。  
リストは山形県のホームページに掲載しています。
- (2) 問い合わせ先が決まったら、その不動産業者に直接電話にて、避難者向け借上げ住宅対象物件の有無を問い合わせてください。

ホームページでリストを見られない方は、仲介業者団体の本部（下記）に「県の避難者向け借上げ制度を利用したい。最寄の不動産業者を紹介してほしい。」と問合せてください。

山形県宅地建物取引業協会 023-623-7502

全日本不動産協会山形県本部 023-642-6658

## 2 不動産仲介業者を通じて申込み

- (1) 一般の民間賃貸住宅への入居を決めるときと同様に、入居希望者と仲介業者が話し合い、その物件について合意したら、県が定める「山形県避難者向け借上げ住宅入居申込書」に必要事項を記載し、仲介業者に提出してください。（申込書は仲介業者にも備えています。県ホームページからダウンロードもできます。）
- (2) 申込書には添付書類が必要です。（り災証明書・被災証明書または免許証・保険証の写し等）  
仲介業者が申込書を受理した順に物件ごとの入居者が決まります。

## 3 入居許可通知を受けてから入居

- (1) 県は入居の可否を決定し、仲介業者を通じて申込み者に「入居許可通知書」を通知します。
- (2) 入居許可通知書を受けた方は、仲介業者や所有者（大家さん）から住宅の説明を受け、鍵を受け取ってください。  
3次募集からは、原則月の前半（1日～15日）の申込には、翌月の1日以降の入居許可日となります。月の後半（16日～月末）の申込には、翌月の16日以降の入居許可日となります。  
入居する日（鍵を受け取る日）は、入居許可通知書に記載された入居開始日以降となります。入居開始日は入居申込書に入居者の希望で記入していただく月日となりますが、入居申込日から1ヶ月以内に限りです。但し入居許可日が入居申込日から1ヶ月以降となる場合は、入居許可日＝入居可能日となります。（原則申込書を提出してから遅くとも1ヶ月以内に入居を開始する必要があります。）

制度についての問合せ先 山形県庁建築住宅課 023-630-2646・2640